

1 創刊にあたって

兵庫県では平成16年10月から、ディーゼル自動車等の運行規制を実施しています。

運行規制開始から平成18年6月で2年近くが経過し、街頭検査や立入検査等で、その認知度も高くなってきていることが確認されますが、規制対象車両の増加に伴い、徐々に違反車両が増えてきています。さらに平成18年10月1日から新たに規制対象となる車が増加することから、より一層普及啓発を図る必要があります。

そこで、カメラ検査、街頭検査等の運行規制の結果を公表し、環境トピックス等の兵庫県の環境保全に関する取組みを紹介することを目的として環境情報誌を発行します。

【兵庫県条例による規制内容】

自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車で、車両総重量8トン以上の自動車(バスについては定員30人以上の大型バス)は、猶予期間を超えて、阪神東南部地域(神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)内を運行することができません。

なお、規制除外ケース、規制除外路線を定めるほか、特種自動車の一部は規制対象外としています。

2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認します。

違反車両の使用者に対しては、運行規制の遵守について報告を求めています。

また、本年度中にカメラ検査の自動化を行い、検査体制の充実を図ります。

年・月	撮影車両	規制対象	県内車両		県外車両	
			対象車両	うち違反車両	対象車両	うち違反車両
H16.10～ H17.9	448,787	69,890	20,242	18	49,648	65
H17.10	59,768	6,373	2,280	7	4,093	13
H17.11	43,133	6,457	2,340	6	4,117	15
H17.12	43,685	6,075	2,070	11	4,005	23
H18.1	49,995	6,207	2,200	9	4,007	22
H18.2	55,394	5,390	1,760	13	3,630	36
H18.3	46,643	7,223	2,147	12	5,076	47
計	747,405	107,615	33,039	76	74,576	221
		100%	30.7%	0.07%	69.3%	0.21%

カメラ検査風景



平成18年3月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は107,615台(県内33,039台、県外74,576台)で、うち違反車両は297台(県内76台、県外221台)となっています。違反車両台数の府県別内訳は下表のとおりです。

兵庫県、奈良県、岡山県、京都府で多く、4府県で全体の58%を占めています。また、種別では事業用が74%、自家用が26%となっています。

カメラ検査で運行規制違反を確認した府県別台数(平成18年3月)

府県名	事業者用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	内バス
兵庫	50	26	76	神戸	32	21	
				姫路	18	5	
奈良	21	13	34				
岡山	29	2	31				
京都	20	11	31				
滋賀	9	6	15				
和歌山	8	5	13				
広島	12	1	13	福山	7	0	2
				広島	5	1	
福岡	11	1	12	久留米	8	0	1
				筑豊	1	0	
				北九州	2	0	
				福岡	1	0	
福井	11	0	11				
愛媛	5	3	8				
三重	5	2	7				
香川	6	0	6				
岐阜	4	1	5				
栃木	4	0	4	宇都宮	3	0	2
				栃木	1	0	
徳島	4	0	4				
佐賀	3	0	3				
大阪	2	1	3				
宮崎	2	1	3				
愛知	2	1	3				
大分	2	0	2				
鳥取	2	0	2				
鹿児島	2	0	2				
島根	1	1	2				
埼玉	1	0	1				
石川	1	0	1				
千葉	1	0	1				1
静岡	0	1	1				
高知	1	0	1				
長崎	1	0	1				
島根	1	0	1				
計	221	76	297		-		6

(2) 街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月～平成18年4月

街頭検査風景

検査回数:66回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	173	0
県外車両	448	1
計	621	1



(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月～平成18年4月

運送事業者	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	654	4,517	157	0

荷主等	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	463	102	3	0

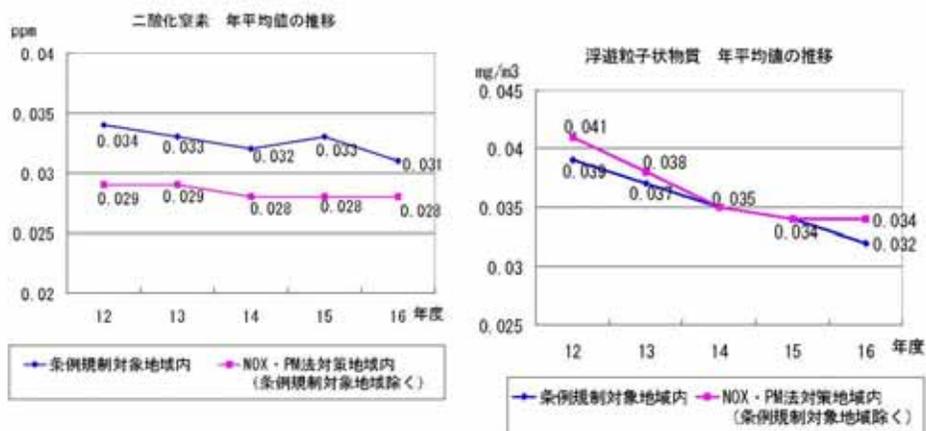
猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

(4) 環境濃度(経年変化)

規制の効果の評価のため、運行規制前から運行規制対象地域内における大気汚染の常時監視を実施している。同条例による規制対象地域内の自動車排出ガス測定結果は下図のとおり平成16年度は二酸化窒素が0.031ppm(平成15年度中は0.033ppm)浮遊粒子状物質が0.032mg/m³(平成15年度は0.034mg/m³)であり、平成15年度と比べ改善されている。(図2)

今後とも、引き続き大気汚染の常時監視を実施していきます。

図2 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の推移(平成12年度～平成16年度)



『全国初、県庁屋上に風力発電装置を設置』

兵庫県では、これまで、全国の都道府県庁舎では最大規模の太陽光発電設備をはじめ、数多くの県施設に太陽光発電設備を設置してきましたが、このたび、都道府県で初めて県庁舎屋上に本格的な風力発電設備を設置しました。

風力発電は、太陽光発電と並び最も代表的な自然エネルギー利用の手法であり、太陽光発電ができない夜間や荒天時でも発電が可能です。

県としては、県庁舎の風力発電設備を、既存の太陽光発電設備と併せ、県の新たな環境行政の展開のシンボルとして、また、県の温室効果ガス削減への積極的な姿勢を示すものとして位置づけるとともに、県民・事業者への意識啓発を積極的に推進していきます。



県庁1号館屋上

1 事業内容

(1) 1号館屋上の大型風力発電設備

E & E社製、ダリウス・サボニウス型。定格出力5kw

県庁の電気系統に接続。来庁者への普及啓発用

(2) 2号館屋上庭園(みどり展望園)の小型風力発電設備

ゼファー社製、プロペラ型。定格出力0.4kw

展望室の空気清浄機の電源として使用。屋上庭園来場者への普及啓発用

2 本格稼働日 平成18年4月10日(月)

3 事業費 12,190千円



県庁2号館屋上

『第7回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)の開催』

エメックス会議は、瀬戸内海、東京湾や地中海などの周辺を陸で囲まれた「閉鎖性海域」の環境保全にかかる情報交換を行い、互いに学び合うことを目的としています。兵庫県知事が提唱し、1990年に第1回が神戸市で開催されて以来、世界各国で開催されています。

環境は全ての人のものであり、将来の世代が恩恵を受けられるように、私たちが環境を持続的に利用し、保全する責任を負うべきとの考えのもと、「閉鎖性海域の持続可能な共同発展: 私達の共有責任」をテーマとして、第7回エメックス会議が5月9日～12日にフランス・カン市で開催されました。

1 開催期間

平成18年5月9日～12日

2 開催地

フランス カン市(カン・エキスポ・コンgresセンター)

3 メインテーマ

「閉鎖性海域の持続可能な共同発展: 私達の共有責任」

4 参加者

約350名(25カ国)

井戸(財)国際エメックスセンター理事長・兵庫県知事、ケルレ

EMECSS7国際組織委員長・カン大学学長、ブレエル副

市長、ブージュ仏国エコジ-持続可能開発大臣代理ほか



開会式で挨拶する井戸兵庫県知事

発行 / 兵庫県健康生活部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078(362)9092 FAX: 078(362)3966

H.P: <http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>

E-mail: taikika@pref.hyogo.jp

発行日 / 平成18年6月30日